

第2 租税特別措置法関係通達（連結納税編）関係

平成15年2月28日付課法2-5ほか1課共同「租税特別措置法関係通達（連結納税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

目次

改 正 後	改 正 前
<p>第1章 共通規定</p> <p>第68条の2～第68条の3（共通事項） 関係</p> <p>第1章の2 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例</p> <p>第68条の8（中小企業者等である連結法人の法人税率の特例） 関係</p> <p>第2章 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例</p> <p>第68条の9（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除） 関係</p> <p>第1款 試験研究の範囲</p> <p>第2款 試験研究費の額</p> <p>第3款 中小連結親法人</p> <p>第4款 その他</p> <p>第68条の10～第68条の36（共通事項） 関係</p> <p>第68条の11（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額 の特別控除） 関係</p> <p>第68条の13（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税 額の特別控除） 関係</p> <p>第68条の14（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又 は法人税額の特別控除） 関係</p> <p>第68条の14の2（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特</p>	<p>第1章 共通規定</p> <p>第68条の2～第68条の3（共通事項） 関係</p> <p>第1章の2 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例</p> <p>第68条の8（中小企業者等である連結法人の法人税率の特例） 関係</p> <p>第2章 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例</p> <p>第68条の9（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除） 関係</p> <p>第1款 試験研究の範囲</p> <p>第2款 試験研究費の額</p> <p>第3款 中小連結親法人</p> <p>第4款 その他</p> <p>第68条の10～第68条の36（共通事項） 関係</p> <p>第68条の11（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額 の特別控除） 関係</p> <p>第68条の13（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税 額の特別控除） 関係</p> <p>第68条の14（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又 は法人税額の特別控除） 関係</p> <p>第68条の14の2（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特</p>

別償却又は法人税額の特別控除) 関係

第 68 条の 14 の 3 ((地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等
を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

第 68 条の 15 ((地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別
償却又は法人税額の特別控除) 関係

第 68 条の 15 の 3 ((認定地方公共団体の寄附活用事業に関する寄附をした場
合の法人税額の特別控除) 関係

第 68 条の 15 の 5 ((中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特
別償却又は法人税額の特別控除) 関係

第 68 条の 15 の 6 ((給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)
関係

第 68 条の 15 の 6 の 2 ((認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合
の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

第 68 条の 15 の 7 ((事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の
特別控除) 関係

第 68 条の 15 の 8 ((法人税の額から控除される特別控除額の特例) 関係

第 68 条の 16 ((特定船舶の特別償却) 関係

第 68 条の 18 ((被災代替資産等の特別償却) 関係

第 68 条の 19 ((関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研
究施設の特別償却) 関係

第 68 条の 20 ((特定事業継続力強化設備等の特別償却) 関係

第 68 条の 24 ((共同利用施設の特別償却) 関係

第 68 条の 27 ((特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係

第 68 条の 29 ((医療用機器等の特別償却) 関係

第 68 条の 31 ((障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却) 関係

第 68 条の 33 ((事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増

別償却又は法人税額の特別控除) 関係

第 68 条の 14 の 3 ((地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等
を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

第 68 条の 15 ((地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別
償却又は法人税額の特別控除) 関係

第 68 条の 15 の 3 ((認定地方公共団体の寄附活用事業に関する寄附をした場
合の法人税額の特別控除) 関係

第 68 条の 15 の 5 ((中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特
別償却又は法人税額の特別控除) 関係

第 68 条の 15 の 6 ((給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)
関係

第 68 条の 15 の 6 の 2 ((認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合
の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

第 68 条の 15 の 8 ((法人税の額から控除される特別控除額の特例) 関係

第 68 条の 16 ((特定船舶の特別償却) 関係

第 68 条の 18 ((被災代替資産等の特別償却) 関係

第 68 条の 19 ((関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研
究施設の特別償却) 関係

第 68 条の 20 ((特定事業継続力強化設備等の特別償却) 関係

第 68 条の 24 ((共同利用施設の特別償却) 関係

第 68 条の 27 ((特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係

第 68 条の 29 ((医療用機器等の特別償却) 関係

第 68 条の 31 ((障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却) 関係

第 68 条の 33 ((事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増

償却) 関係

第 68 条の 35 (特定都市再生建築物の割増償却) 関係

第 68 条の 36 (倉庫用建物等の割増償却) 関係

第 68 条の 41 (準備金方式による特別償却) 関係

第 3 章 連結法人の準備金等

第 68 条の 43～第 68 条の 58 (共通事項) 関係

第 68 条の 43 (海外投資等損失準備金) 関係

第 68 条の 44 (中小企業事業再編投資損失準備金) 関係

第 68 条の 46 (特定災害防止準備金) 関係

第 68 条の 54 (原子力発電施設解体準備金) 関係

第 68 条の 54 の 2 (特定原子力施設炉心等除去準備金) 関係

第 68 条の 55 (保険会社等の異常危険準備金) 関係

第 68 条の 56 (原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金) 関係

第 68 条の 57 (関西国際空港用地整備準備金) 関係

第 68 条の 57 の 2 (中部国際空港整備準備金) 関係

第 68 条の 58 (特定船舶に係る特別修繕準備金) 関係

第 68 条の 59 (中小連結法人等の貸倒引当金の特例) 関係

第 4 章 削 除

第 5 章 連結法人の鉱業所得の課税の特例

第 68 条の 61 (探鉱準備金又は海外探鉱準備金) 関係

第 6 章 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例

第 68 条の 63 (連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例) 関係

償却) 関係

第 68 条の 35 (特定都市再生建築物の割増償却) 関係

第 68 条の 36 (倉庫用建物等の割増償却) 関係

第 68 条の 41 (準備金方式による特別償却) 関係

第 3 章 連結法人の準備金等

第 68 条の 43～第 68 条の 58 (共通事項) 関係

第 68 条の 43 (海外投資等損失準備金) 関係

第 68 条の 46 (特定災害防止準備金) 関係

第 68 条の 54 (原子力発電施設解体準備金) 関係

第 68 条の 54 の 2 (特定原子力施設炉心等除去準備金) 関係

第 68 条の 55 (保険会社等の異常危険準備金) 関係

第 68 条の 56 (原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金) 関係

第 68 条の 57 (関西国際空港用地整備準備金) 関係

第 68 条の 57 の 2 (中部国際空港整備準備金) 関係

第 68 条の 58 (特定船舶に係る特別修繕準備金) 関係

第 68 条の 59 (中小連結法人等の貸倒引当金の特例) 関係

第 4 章 削 除

第 5 章 連結法人の鉱業所得の課税の特例

第 68 条の 61 (探鉱準備金又は海外探鉱準備金) 関係

第 6 章 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例

第 68 条の 63 (連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例) 関係

第6章の2 国家戦略特別区域における連結法人である指定法人の課税の特例

第68条の63の2（国家戦略特別区域における連結法人である指定法人の課税の特例） 関係

第7章 連結法人である認定農地所有適格法人の課税の特例

第68条の64（農業経営基盤強化準備金） 関係

第68条の65（農用地等を取得した場合の課税の特例） 関係

第8章 連結法人の交際費等の課税の特例

第68条の66（交際費等の損金不算入） 関係

第1款 交際費等の範囲

第2款 損金不算入額の計算

第9章 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率

第68条の68（土地の譲渡等がある場合の特別税率） 関係

第1款 課税対象の範囲等

第2款 収益の額

第3款 原価の額

第4款 直接又は間接に要した経費の額等

第5款 適用除外関係

第6款 その他

第68条の69（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率） 関係

第1款 課税対象の範囲等

第2款 収益の額

第3款 原価の額

第6章の2 国家戦略特別区域における連結法人である指定法人の課税の特例

第68条の63の2（国家戦略特別区域における連結法人である指定法人の課税の特例） 関係

第7章 連結法人である認定農地所有適格法人の課税の特例

第68条の64（農業経営基盤強化準備金） 関係

第68条の65（農用地等を取得した場合の課税の特例） 関係

第8章 連結法人の交際費等の課税の特例

第68条の66（交際費等の損金不算入） 関係

第1款 交際費等の範囲

第2款 損金不算入額の計算

第9章 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率

第68条の68（土地の譲渡等がある場合の特別税率） 関係

第1款 課税対象の範囲等

第2款 収益の額

第3款 原価の額

第4款 直接又は間接に要した経費の額等

第5款 適用除外関係

第6款 その他

第68条の69（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率） 関係

第1款 課税対象の範囲等

第2款 収益の額

第3款 原価の額

- 第4款 直接又は間接に要した経費の額等
- 第5款 適用除外関係
- 第6款 その他

第10章 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例

- 第68条の70～第68条の85（共通事項） 関係
- 第68条の70～第68条の73（収用等の場合の課税の特例） 関係
 - 第1款 収用等の範囲
 - 第2款 補償金の範囲等
 - 第3款 圧縮記帳等の計算
 - 第4款 収用証明書等
- 第68条の73（収用換地等の場合の連結所得の特別控除） 関係
- 第68条の74（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除） 関係
- 第68条の75（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除） 関係
- 第68条の76（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除） 関係
- 第68条の76の2（特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除） 関係
 - 第1款 対象資産の範囲等
 - 第2款 その他
- 第68条の77（資産の譲渡に係る特別控除額の特例） 関係
- 第68条の78～第68条の80（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例） 関係
 - 第1款 対象資産の範囲等
 - 第2款 事業の用に供したことの意義等

- 第4款 直接又は間接に要した経費の額等
- 第5款 適用除外関係
- 第6款 その他

第10章 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例

- 第68条の70～第68条の85（共通事項） 関係
- 第68条の70～第68条の73（収用等の場合の課税の特例） 関係
 - 第1款 収用等の範囲
 - 第2款 補償金の範囲等
 - 第3款 圧縮記帳等の計算
 - 第4款 収用証明書等
- 第68条の73（収用換地等の場合の連結所得の特別控除） 関係
- 第68条の74（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除） 関係
- 第68条の75（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除） 関係
- 第68条の76（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除） 関係
- 第68条の76の2（特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除） 関係
 - 第1款 対象資産の範囲等
 - 第2款 その他
- 第68条の77（資産の譲渡に係る特別控除額の特例） 関係
- 第68条の78～第68条の80（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例） 関係
 - 第1款 対象資産の範囲等
 - 第2款 事業の用に供したことの意義等

第3款 圧縮限度額の計算等

第4款 特別勘定

第5款 その他

第68条の84 ((特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例))
関係

第68条の85 ((平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例)) 関係

第1款 対象資産の範囲等

第2款 その他

第68条の86 ((株式等を対価とする株式の譲渡に係る連結所得の計算の特例))
関係

第11章 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例等

第68条の88 ((連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例)) 関係

第1款 特殊の関係

第2款 独立企業間価格の算定方法の選定

第3款 比較対象取引

第4款 独立企業間価格の算定

第5款 利益分割法の適用

第6款 取引単位営業利益法の適用

第7款 ディスカウント・キャッシュ・フロー法の適用

第8款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用

第9款 特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置の適用

第10款 申告調整等

第11款 国外移転所得金額の取扱い等

第3款 圧縮限度額の計算等

第4款 特別勘定

第5款 その他

第68条の84 ((特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例))
関係

第68条の85 ((平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例)) 関係

第1款 対象資産の範囲等

第2款 その他

第68条の86 ((株式等を対価とする株式の譲渡に係る連結所得の計算の特例))
関係

第11章 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例等

第68条の88 ((連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例)) 関係

第1款 特殊の関係

第2款 独立企業間価格の算定方法の選定

第3款 比較対象取引

第4款 独立企業間価格の算定

第5款 利益分割法の適用

第6款 取引単位営業利益法の適用

第7款 ディスカウント・キャッシュ・フロー法の適用

第8款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用

第9款 特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置の適用

第10款 申告調整等

第11款 国外移転所得金額の取扱い等

第12款 その他

第 12 章 連結法人の支払利子等に係る課税の特例

第 68 条の 89 (連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例)
関係

第 68 条の 89 の 2 及び第 68 条の 89 の 3 (連結法人の対象純支払利子等に係る
課税の特例) 関係

第 13 章 連結法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例

第 68 条の 90～第 68 条の 93 (連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特
例) 関係

第 68 条の 93 の 2～第 68 条の 93 の 5 (特殊関係株主等である連結法人に係る
外国関係法人に係る所得の課税の特例)
関係

第 14 章 連結法人のその他の特例

第 68 条の 94 (技術研究組合の連結所得の計算の特例) 関係

第 68 条の 95 (特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例) 関係

第 68 条の 98 (特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場
合の課税の特例) 関係

第 68 条の 99 (社会保険診療報酬の連結所得の計算の特例) 関係

第 68 条の 101 (農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特
例) 関係

第 68 条の 102 (転廃業助成金等に係る課税の特例) 関係

第 68 条の 103 (特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入
の特例) 関係

第12款 その他

第 12 章 連結法人の支払利子等に係る課税の特例

第 68 条の 89 (連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例)
関係

第 68 条の 89 の 2 及び第 68 条の 89 の 3 (連結法人の対象純支払利子等に係る
課税の特例) 関係

第 13 章 連結法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例

第 68 条の 90～第 68 条の 93 (連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特
例) 関係

第 68 条の 93 の 2～第 68 条の 93 の 5 (特殊関係株主等である連結法人に係る
外国関係法人に係る所得の課税の特例)
関係

第 14 章 連結法人のその他の特例

第 68 条の 94 (技術研究組合の連結所得の計算の特例) 関係

第 68 条の 95 (特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例) 関係

第 68 条の 98 (特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場
合の課税の特例) 関係

第 68 条の 99 (社会保険診療報酬の連結所得の計算の特例) 関係

第 68 条の 101 (農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特
例) 関係

第 68 条の 102 (転廃業助成金等に係る課税の特例) 関係

第 68 条の 103 (特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入
の特例) 関係

第 68 条の 105 の 2 (連結法人の組合事業等による損失がある場合の課税の特例) 関係 第 68 条の 107 の 2 (連結法人の連結国外所得金額の計算の特例) 関係 第 68 条の 108 (特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例) 関係	第 68 条の 105 の 2 (連結法人の組合事業等による損失がある場合の課税の特例) 関係 第 68 条の 107 の 2 (連結法人の連結国外所得金額の計算の特例) 関係 第 68 条の 108 (特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例) 関係
--	--

二 第 68 条の 10～第 68 条の 36(共通事項) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特別償却対象資産の特別償却の計算)</p> <p>68 の 10～68 の 36(共)－1 措置法第 68 条の 11 第 1 項、第 68 条の 14 第 1 項、第 68 条の 14 の 2 第 1 項、第 68 条の 14 の 3 第 1 項、第 68 条の 15 第 1 項、第 68 条の 15 の 5 第 1 項、第 68 条の 15 の 6 の 2 第 1 項、<u>第 68 条の 15 の 7 第 1 項及び第 3 項</u>、第 68 条の 16 から第 68 条の 20 まで、第 68 条の 24、第 68 条の 27、第 68 条の 29、第 68 条の 31、第 68 条の 33、第 68 条の 35 <u>並びに</u>第 68 条の 36 の規定による特別償却等は、当該特別償却等の対象となる機械設備等について認められているのであるから、機械設備等で特別償却等の対象とならないものがあるときはもちろん、当該特別償却等の対象となる機械設備等と種類及び耐用年数を同じくする他の機械設備等があっても、それぞれ各別に償却限度額を計算することに留意する。</p> <p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p>68 の 10～68 の 36(共)－2 連結法人が、その有する減価償却資産又は繰延資産について、措置法第 68 条の 11 第 1 項、第 68 条の 14 第 1 項、第 68 条の 14 の 2 第 1 項、第 68 条の 14 の 3 第 1 項、第 68 条の 15 第 1 項、第 68 条の 15 の 5 第 1 項、第 68 条の 15 の 6 の 2 第 1 項、<u>第 68 条の 15 の 7 第 1 項から第 3 項まで</u>、第 68 条の 16 から第 68 条の 20 まで、第 68 条の 24、第 68 条の 27、第 68 条の</p>	<p>(特別償却対象資産の特別償却の計算)</p> <p>68 の 10～68 の 36(共)－1 措置法第 68 条の 11 第 1 項、第 68 条の 14 第 1 項、第 68 条の 14 の 2 第 1 項、第 68 条の 14 の 3 第 1 項、第 68 条の 15 第 1 項、第 68 条の 15 の 5 第 1 項、第 68 条の 15 の 6 の 2 第 1 項、第 68 条の 16 から第 68 条の 20 まで、第 68 条の 24、第 68 条の 27、第 68 条の 29、第 68 条の 31、第 68 条の 33、第 68 条の 35 <u>及び</u>第 68 条の 36 の規定による特別償却等は、当該特別償却等の対象となる機械設備等について認められているのであるから、機械設備等で特別償却等の対象とならないものがあるときはもちろん、当該特別償却等の対象となる機械設備等と種類及び耐用年数を同じくする他の機械設備等があっても、それぞれ各別に償却限度額を計算することに留意する。</p> <p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p>68 の 10～68 の 36(共)－2 連結法人が、その有する減価償却資産について、措置法第 68 条の 11 第 1 項、第 68 条の 14 第 1 項、第 68 条の 14 の 2 第 1 項、第 68 条の 14 の 3 第 1 項、第 68 条の 15 第 1 項、第 68 条の 15 の 5 第 1 項、第 68 条の 15 の 6 の 2 第 1 項、第 68 条の 16 から第 68 条の 20 まで、第 68 条の 24、第 68 条の 27、第 68 条の 29、第 68 条の 31、第 68 条の 33、第 68 条の 35 及び第</p>

改 正 後	改 正 前
<p>29、第 68 条の 31、第 68 条の 33、第 68 条の 35 及び第 68 条の 36 の規定（同法第 42 条の 6 第 1 項、第 42 条の 10 第 1 項、第 42 条の 11 第 1 項、第 42 条の 11 の 2 第 1 項、第 42 条の 11 の 3 第 1 項、第 42 条の 12 の 4 第 1 項、<u>第 42 条の 12 の 6 第 1 項、第 42 条の 12 の 7 第 1 項から第 3 項まで及び</u>第 43 条から第 48 条までの規定を含む。）による特別償却等に係る償却を実施していない場合においても、当該特別償却等に関する明細書においてその特別償却限度額の計算を行い、措置法第 68 条の 40 第 1 項（同法第 52 条の 2 第 1 項を含む。）に規定する特別償却不足額若しくは措置法第 68 条の 40 第 4 項（同法第 52 条の 2 第 4 項を含む。）に規定する合併等特別償却不足額として記載しているとき又はこれらの特別償却等に係る措置法第 68 条の 41 の規定（同法第 52 条の 3 の規定を含む。）による特別償却準備金の積立不足額若しくは合併等特別償却準備金積立不足額として処理したときは、当該減価償却資産又は繰延資産は、当該特別償却限度額に係る特別償却等の適用を受けたものに該当することに留意する。</p> <p>（適格合併等があった場合の特別償却等の適用）</p> <p>68 の 10～68 の 36（共）－3 措置法第 68 条の 11、第 68 条の 14 から第 68 条の 15 まで、第 68 条の 15 の 5、第 68 条の 15 の 6 の 2、<u>第 68 条の 15 の 7（第 2 項及び第 5 項に係る部分を除く。）</u>、第 68 条の 16 から第 68 条の 20 まで、第 68 条の 24、第 68 条の 27、第 68 条の 29、第 68 条の 33、第 68 条の 35 及び第 68 条の 36 の規定並びにこれらの規定に係る措置法第 68 条の 41 第 1 項の規定は、減価償却資産を事業の用に供した場合に適用があるのであるから、適格合併等（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいう。以下同じ。）による移転に係る減価償却資産についてこれらの規定の適用があるかどうかは、当該減価償却資産を事業の用に供した日の現況において、これらの規定に規定する適用要件（適用対象法人、適用期間、適用対象事業等に関する要件をいう。</p>	<p>68 条の 36 の規定（同法第 42 条の 6 第 1 項、第 42 条の 10 第 1 項、第 42 条の 11 第 1 項、第 42 条の 11 の 2 第 1 項、第 42 条の 11 の 3 第 1 項、第 42 条の 12 の 4 第 1 項、<u>第 42 条の 12 の 5 の 2 第 1 項、</u>第 43 条から第 48 条までの規定を含む。）による特別償却等に係る償却を実施していない場合においても、当該特別償却等に関する明細書においてその特別償却限度額の計算を行い、措置法第 68 条の 40 第 1 項（同法第 52 条の 2 第 1 項を含む。）に規定する特別償却不足額若しくは措置法第 68 条の 40 第 4 項（同法第 52 条の 2 第 4 項を含む。）に規定する合併等特別償却不足額として記載しているとき又はこれらの特別償却等に係る措置法第 68 条の 41 の規定（同法第 52 条の 3 の規定を含む。）による特別償却準備金の積立不足額若しくは合併等特別償却準備金積立不足額として処理したときは、当該減価償却資産は、当該特別償却限度額に係る特別償却等の適用を受けたものに該当することに留意する。</p> <p>（適格合併等があった場合の特別償却等の適用）</p> <p>68 の 10～68 の 36（共）－3 措置法第 68 条の 11、第 68 条の 14 から第 68 条の 15 まで、第 68 条の 15 の 5、第 68 条の 15 の 6 の 2、第 68 条の 16 から第 68 条の 20 まで、第 68 条の 24、第 68 条の 27、第 68 条の 29、第 68 条の 33、第 68 条の 35 及び第 68 条の 36 の規定並びにこれらの規定に係る措置法第 68 条の 41 第 1 項の規定は、減価償却資産を事業の用に供した場合に適用があるのであるから、適格合併等（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいう。以下同じ。）による移転に係る減価償却資産についてこれらの規定の適用があるかどうかは、当該減価償却資産を事業の用に供した日の現況において、これらの規定に規定する適用要件（適用対象法人、適用期間、適用対象事業等に関する要件をいう。以下同じ。）を満たすかどうかにより判定することに留意す</p>

改 正 後	改 正 前
<p>以下同じ。)を満たすかどうかにより判定することに留意する。</p> <p>④1 例えば、中小連結法人（措置法第 68 条の 11 第 1 項に規定する中小連結法人をいう。以下同じ。）に該当する被合併法人が減価償却資産を適格合併により中小連結法人に該当しない連結法人である合併法人に移転する場合の同項の規定の適用については、次のようになる。</p> <p>(1) 被合併法人が当該減価償却資産を事業の用に供した場合は、他の適用要件を満たせば、被合併法人において同項の規定の適用を受けることができる。</p> <p>(2) 被合併法人が当該減価償却資産を事業の用に供しないで合併法人が事業の用に供した場合は、被合併法人又は合併法人のいずれの連結法人においても、同項の規定の適用を受けることができない。</p> <p>2 連結法人である合併法人等（合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。以下同じ。）が適格合併等により移転を受けた減価償却資産又は繰延資産につき当該移転を受けた日を含む連結事業年度において合併等特別償却不足額（措置法第 68 条の 40 第 5 項に規定する合併等特別償却不足額をいう。）がある場合には、当該合併法人等については、同条第 1 項に規定する特別償却に関する規定に規定する適用要件を満たすかどうかにかかわらず、同条第 4 項の規定の適用を受けることができることに留意する。</p> <p>措置法第 68 条の 41 第 3 項に規定する合併等特別償却準備金積立不足額がある場合における連結法人である合併法人等の同項の規定の適用についても、同様とする。</p>	<p>る。</p> <p>④1 例えば、中小連結法人（措置法第 68 条の 11 第 1 項に規定する中小連結法人をいう。以下同じ。）に該当する被合併法人が減価償却資産を適格合併により中小連結法人に該当しない連結法人である合併法人に移転する場合の同項の規定の適用については、次のようになる。</p> <p>(1) 被合併法人が当該減価償却資産を事業の用に供した場合は、他の適用要件を満たせば、被合併法人において同項の規定の適用を受けることができる。</p> <p>(2) 被合併法人が当該減価償却資産を事業の用に供しないで合併法人が事業の用に供した場合は、被合併法人又は合併法人のいずれの連結法人においても、同項の規定の適用を受けることができない。</p> <p>2 連結法人である合併法人等（合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。以下同じ。）が適格合併等により移転を受けた減価償却資産につき当該移転を受けた日を含む連結事業年度において合併等特別償却不足額（措置法第 68 条の 40 第 5 項に規定する合併等特別償却不足額をいう。）がある場合には、当該合併法人等については、同条第 1 項に規定する特別償却に関する規定に規定する適用要件を満たすかどうかにかかわらず、同条第 4 項の規定の適用を受けることができることに留意する。</p> <p>措置法第 68 条の 41 第 3 項に規定する合併等特別償却準備金積立不足額がある場合における連結法人である合併法人等の同項の規定の適用についても、同様とする。</p>

三 第 68 条の 15 の 5（中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p>(取得価額の判定単位)</p> <p>68の15の5-4 措置法令第39条の46第3項に規定する機械及び装置又は工具、器具及び備品の1台又は1基の取得価額が160万円以上又は30万円以上であるかどうかについては、通常一単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。</p> <p>(圧縮記帳をした特定経営力向上設備等の取得価額)</p> <p>68の15の5-5 措置法令第39条の46第3項に規定する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、30万円以上、60万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアが法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき(68の15の5-9(2)に掲げる場合を含む。)は、その圧縮記帳後の金額(68の15の5-9(2)に掲げる場合にあつては、68の15の5-9(2)に定める金額)に基づいてその判定を行うものとする。</p>	<p>(取得価額の判定単位)</p> <p>68の15の5-4 措置法令第39条の46第2項に規定する機械及び装置又は工具、器具及び備品の1台又は1基の取得価額が160万円以上又は30万円以上であるかどうかについては、通常一単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。</p> <p>(圧縮記帳をした特定経営力向上設備等の取得価額)</p> <p>68の15の5-5 措置法令第39条の46第2項に規定する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、30万円以上、60万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアが法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき(68の15の5-9(2)に掲げる場合を含む。)は、その圧縮記帳後の金額(68の15の5-9(2)に掲げる場合にあつては、68の15の5-9(2)に定める金額)に基づいてその判定を行うものとする。</p>

四 第68条の15の7 ((事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>第68条の15の7 ((事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)) 関係</p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(事業適応繰延資産に該当するもの)</u></p> <p><u>68の15の7-1 措置法第68条の15の7第1項の情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用のうち繰延資産となるものには、同項の情報技術事業適応を実施するためにクラウドを通じて利用するソフトウェアの初期費用で令第14条第1項第6号ロに掲げるもの(資産の取得に要した金額とされるべき費用及び同条第2項に規定する前払費用を除き、支出の効果がその支出の日以後1年以上に及ぶものに限る。)</u>が該当する。</p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</u></p> <p><u>68の15の7-2 措置法第68条の15の7第1項に規定する認定事業適応事業者が、その取得又は製作(以下「取得等」という。)をした同項又は同条第4項に規定する情報技術事業適応設備(以下「情報技術事業適応設備」という。)を自己の下請業者に貸与した場合において、当該情報技術事業適応設備が専ら当該認定事業適応事業者のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該情報技術事業適応設備は当該認定事業適応事業者の営む事業の用に供したもとして取り扱う。同条第3項に規定する認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者が、その取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する生産工程効率化等設備等(以下「生産工程効率化等設備等」という。)を自己の下請業者に貸与した場合についても、同様とする。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(分割払の事業適応繰延資産)</u></p> <p><u>68の15の7-3 連結法人が措置法第68条の15の7第2項又は第5項に規定する事業適応繰延資産となる費用を分割して支払うこととしている場合には、たとえその総額が確定しているときであっても、同条第2項の特別償却限度額又</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>は同条第5項の繰延資産税額控除限度額は当該費用を支出した日の属する連結事業年度において支出した金額を基礎として計算することとなり、当該金額に未払金の額を含めることはできないのであるが、分割して支払う期間が短期間（おおむね3年以内）である場合において、当該金額に未払金の額を含めることとしているときは、これを認める。</u></p> <p><u>（国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額）</u></p> <p><u>68の15の7-4 措置法第68条の15の7第4項に規定する税額控除限度額を計算する場合における情報技術事業適応設備の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。同条第6項に規定する生産工程効率化等設備等税額控除限度額を計算する場合における生産工程効率化等設備等の取得価額についても、同様とする。</u></p> <p><u>(1) 連結法人が取得等をした情報技術事業適応設備につき、当該取得等をして事業の用に供した連結事業年度（以下「供用年度」という。）において法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第42条又は第44条の規定の適用を受ける場合 令第54条第3項の規定により同条第1項の取得価額とみなすこととされた金額</u></p> <p><u>(2) 連結法人が取得等をした情報技術事業適応設備につき、供用年度後の連結事業年度において法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第42条又は第44条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第54条第1項各号に掲げる金額から法第42条第1項に規定する国庫補助金等（以下「国庫補助金等」という。）の交付予定金額を控除した金額</u></p> <p><u>④1 (2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年度終了の日において見込まれる金額による。</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>2 情報技術事業適応設備又は生産工程効率化等設備等（以下「情報技術事業適応設備等」という。）の供用年度において、当該情報技術事業適応設備等を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合で、連結法人が、措置法第 68 条の 15 の 7 第 4 項の規定による税額控除限度額又は同条第 6 項の規定による生産工程効率化等設備等税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を(2)に定める金額によることなく令第 54 条第 1 項各号に掲げる金額により申告をしたときは、供用年度後の連結事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）において連結基本通達 9－2－3（基本通達 10－2－2 を含む。）の取扱いの適用はないことに留意する。</u></p>	

五 第 68 条の 41（準備金方式による特別償却）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（<u>耐用年数等の改正が行われた場合の特別償却準備金の均分取崩し</u>）</p> <p>68 の 41－4 連結法人が前連結事業年度から繰り越された特別償却準備金の金額について措置法第 68 条の 41 第 5 項の規定により益金の額に算入する場合において、特別償却対象資産に係る法定耐用年数（<u>繰延資産にあつては、その繰延資産に係る支出の効果が及ぶ期間。以下「法定耐用年数等」という。</u>）が当該特別償却準備金を積み立てた連結事業年度後に改正されたときには、改正後の<u>法定耐用年数等</u>が適用される連結事業年度における同項の規定の適用に当たっては、同項に規定する<u>耐用年数等</u>は改正後の<u>法定耐用年数等</u>によることに留意する。</p>	<p>（<u>耐用年数の改正が行われた場合の特別償却準備金の均分取崩し</u>）</p> <p>68 の 41－4 連結法人が前連結事業年度から繰り越された特別償却準備金の金額について措置法第 68 条の 41 第 5 項の規定により益金の額に算入する場合において、特別償却対象資産に係る法定耐用年数が当該特別償却準備金を積み立てた連結事業年度後に改正されたときには、改正後の<u>法定耐用年数</u>が適用される連結事業年度における同項の規定の適用に当たっては、同項に規定する<u>耐用年数</u>は改正後の<u>法定耐用年数</u>によることに留意する。</p>

六 第 68 条の 44 ((中小企業事業再編投資損失準備金)) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 68 条の 44 ((中小企業事業再編投資損失準備金)) 関係</u></p> <p><u>(中小連結法人であるかどうかの判定)</u></p> <p><u>68 の 44-1 措置法第 68 条の 44 第 1 項の規定は、連結法人が同項に規定する株式等 (以下「株式等」という。) の同項に規定する取得 (以下「取得」という。) 後、その取得の日を含む連結事業年度終了の日までの間、同項に規定する中小連結法人 (以下「中小連結法人」という。) である場合でなければ適用がないことに留意する。</u></p> <p><u>(注) 当該連結事業年度後の連結事業年度においては、中小連結法人でなくなった場合においても、他の要件を満たす限り、同項の中小企業事業再編投資損失準備金を取り崩す必要はない。</u></p> <p><u>(評価減の額の区分)</u></p> <p><u>68 の 44-2 連結法人が、各連結事業年度において措置法第 68 条の 44 第 1 項に規定する特定法人 (以下「特定法人」という。) の株式等の帳簿価額を減額した場合において、当該特定法人の株式等が同項に規定する特定株式等 (以下「特定株式等」という。) とその他の株式等から成っているときは、当該連結事業年度に取得した特定株式等に係る帳簿価額を減額した金額は、次により計算した金額によるものとする。</u></p> <p><u>(1) 帳簿価額を減額した日に有する特定法人の株式等のその減額後の平均単価 (当該株式等の帳簿価額を当該株式等の数で除して計算した金額をいう。以下同じ。) が特定株式等に係る取得単価以上である場合には、当該特定株式等に係る帳簿価額を減額した金額はないものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(2) 帳簿価額を減額した日に有する特定法人の株式等の当該減額後の平均単価が特定株式等に係る取得単価に満たない場合には、その満たない金額に当該特定株式等の数を乗じて計算した金額（当該金額が当該特定法人の株式等に係る帳簿価額を減額した金額を超えるときは、当該帳簿価額を減額した金額）を特定株式等に係る帳簿価額を減額した金額とする。</u></p> <p><u>(特定法人が2以上ある場合の中小企業事業再編投資損失準備金の取崩しの計算)</u></p> <p><u>68の44-3 連結法人が中小企業事業再編投資損失準備金への積立てを2以上の特定法人の株式等について行っている場合には、当該準備金の金額は、それぞれの特定法人について設けられているのであるから、措置法第68条の44第2項又は第3項（第6号を除く。）の規定による益金算入額は各特定法人ごとに計算することに留意する。</u></p> <p><u>(特定法人の株式等の評価減を否認した場合の中小企業事業再編投資損失準備金の特例)</u></p> <p><u>68の44-4 連結法人が、中小企業事業再編投資損失準備金に係る特定法人の株式等の帳簿価額を減額するとともに、その中小企業事業再編投資損失準備金の金額を取り崩した場合において、当該特定法人の株式等のその減額をした後の帳簿価額が時価を下回る等のため損金の額に算入されない部分の金額があることによりその取り崩した金額が措置法第68条の44第3項の規定により取り崩して益金の額に算入すべき金額を超えるときは、その超える部分の金額は取崩しがなかったものとし、当該金額に相当する法人計算外の中小企業事業再編投資損失準備金の金額があるものとして取り扱う。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>号に規定する「土地等の譲渡で第 65 条の 2 第 1 項に規定する収用換地等<u>(第 65 条第 1 項及び第 6 号及び第 7 号に規定する権利変換を除く。)</u>によるもの」については、当該収用換地等による譲渡につき措置法第 68 条の 70 又は第 68 条の 72 若しくは第 68 条の 73 の規定の適用を受けたかどうかにかかわらず、措置法第 68 条の 68 第 4 項の規定の適用があることに留意する。</p> <p>㊦ 当該収用換地等による譲渡が措置法第 68 条の 73 第 3 項各号に掲げる場合に該当する場合であっても、当該譲渡は措置法第 68 条の 68 第 4 項に係る措置法第 62 条の 3 第 4 項第 3 号に規定する「土地等の譲渡で第 65 条の 2 第 1 項に規定する収用換地等<u>(第 65 条第 1 項第 6 号及び第 7 号に規定する権利変換を除く。)</u>によるもの」に該当する。</p>	<p>号に規定する「土地等の譲渡で第 65 条の 2 第 1 項に規定する収用換地等によるもの」については、当該収用換地等による譲渡につき措置法第 68 条の 70 又は第 68 条の 72 若しくは第 68 条の 73 の規定の適用を受けたかどうかにかかわらず、措置法第 68 条の 68 第 4 項の規定の適用があることに留意する。</p> <p>㊦ 当該収用換地等による譲渡が措置法第 68 条の 73 第 3 項各号に掲げる場合に該当する場合であっても、当該譲渡は措置法第 68 条の 68 第 4 項に係る措置法第 62 条の 3 第 4 項第 3 号に規定する「土地等の譲渡で第 65 条の 2 第 1 項に規定する収用換地等によるもの」に該当する。</p>

八 第 68 条の 70～第 68 条の 73 (収用等の場合の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>団体漁業権等の消滅等による補償金の仮勘定経理</u>)</p> <p>68 の 70(2)－32 連結親法人である漁業協同組合又は漁業協同組合連合会（以下 68 の 70(2)－32 において「組合等」という。）が、その有する<u>団体漁業権</u>又は入漁権（以下 68 の 70(2)－32 において「<u>団体漁業権等</u>」という。）の消滅又はその価値の減少（以下 68 の 70(2)－32 において「消滅等」という。）により措置法第 68 条の 70 第 1 項に係る措置法第 64 条第 1 項第 7 号に掲げる補償金又は対価（以下 68 の 70(2)－32 において「補償金等」という。）を取得した場合において、当該補償金等の額の全部又は一部を当該<u>団体漁業権等</u>の範囲内において漁業を営む権利を有する組合員に対して当該権利の消滅等による補償として配分することとしているため、その配分することが予定されている部分の金額</p>	<p>(<u>共同漁業権等の消滅等による補償金の仮勘定経理</u>)</p> <p>68 の 70(2)－32 連結親法人である漁業協同組合又は漁業協同組合連合会（以下 68 の 70(2)－32 において「組合等」という。）が、その有する<u>共同漁業権、特定区画漁業権</u>又は入漁権（以下 68 の 70(2)－32 において「<u>共同漁業権等</u>」という。）の消滅又はその価値の減少（以下 68 の 70(2)－32 において「消滅等」という。）により措置法第 68 条の 70 第 1 項に係る措置法第 64 条第 1 項第 7 号に掲げる補償金又は対価（以下 68 の 70(2)－32 において「補償金等」という。）を取得した場合において、当該補償金等の額の全部又は一部を当該<u>共同漁業権等</u>の範囲内において漁業を営む権利を有する組合員に対して当該権利の消滅等による補償として配分することとしているため、その配分することが予定され</p>

改 正 後	改 正 前
<p>につきその配分をする日と当該補償金等の交付を受けた日から3年を経過する日とのいずれか早い日まで仮受金として経理しているときは、これを認める。</p> <p>この場合において、当該補償金等の交付を受けた日から3年を経過した日において配分が確定していない金額があるときは、当該金額については、同日において組合等が収用等により取得した補償金等であるものとして措置法第68条の70から第68条の73までの規定を適用する。</p> <p>④ 後段の場合において、その後組合員に対する配分が確定したときは、その配分が確定した部分の補償金等の額に係る税額について通則法第23条第2項の規定による更正の請求ができるものとする。</p>	<p>ている部分の金額につきその配分をする日と当該補償金等の交付を受けた日から3年を経過する日とのいずれか早い日まで仮受金として経理しているときは、これを認める。この場合において、当該補償金等の交付を受けた日から3年を経過した日において配分が確定していない金額があるときは、当該金額については、同日において組合等が収用等により取得した補償金等であるものとして措置法第68条の70から第68条の73までの規定を適用する。</p> <p>④ 後段の場合において、その後組合員に対する配分が確定したときは、その配分が確定した部分の補償金等の額に係る税額について通則法第23条第2項の規定による更正の請求ができるものとする。</p>

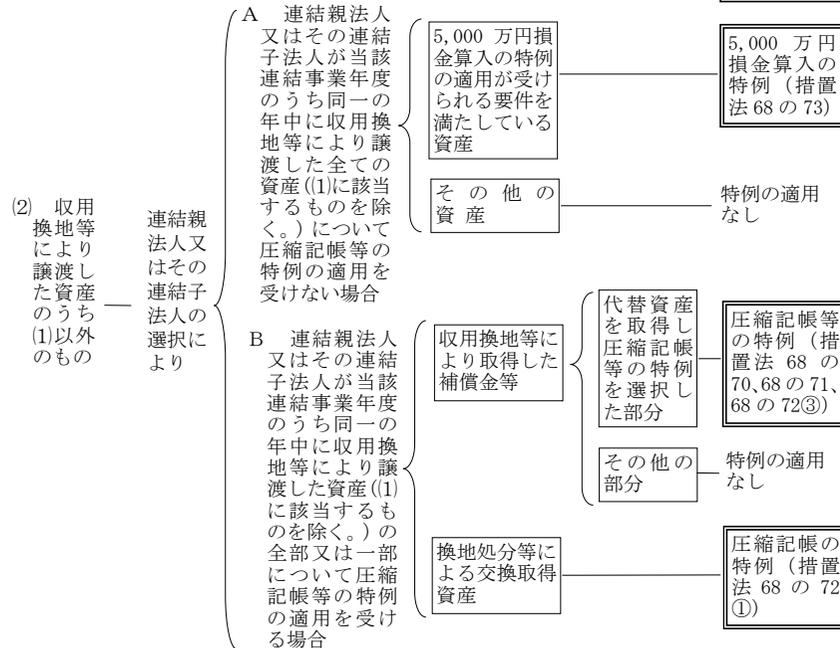
九 第68条の73(収用換地等の場合の連結所得の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(収用等の場合の課税の特例相互間の適用関係)</p> <p>68の73-1 措置法の規定による収用等の場合の課税の特例には、圧縮記帳等の特例(措置法第68条の70から第68条の72まで)及び5,000万円損金算入の特例(措置法第68の73の規定による5,000万円の損金算入の特例をいう。以下同じ。)があるが、これらの特例相互間の適用関係は次のとおりである。</p>	<p>(収用等の場合の課税の特例相互間の適用関係)</p> <p>68の73-1 措置法の規定による収用等の場合の課税の特例には、圧縮記帳等の特例(措置法第68条の70から第68条の72まで)及び5,000万円損金算入の特例(措置法第68の73の規定による5,000万円の損金算入の特例をいう。以下同じ。)があるが、これらの特例相互間の適用関係は次のとおりである。</p>

改 正 後

(1) 措置法第 68 条の 72 第 1 項に係る措置法第 65 条第 1 項第 3 号から第 7 号までに掲げる場合に該当する資産の譲渡をした場合において、その譲渡した資産のうち、換地処分等により取得するこれらの号に規定する資産に対応する部分[㊦]

圧縮記帳の特例（措置法 68 の 72 ①⑦⑧⑨）



㊦ 措置法第 68 条の 72 第 7 項から第 9 項までの規定により換地処分等による譲渡があったものとみなされる資産を含む。

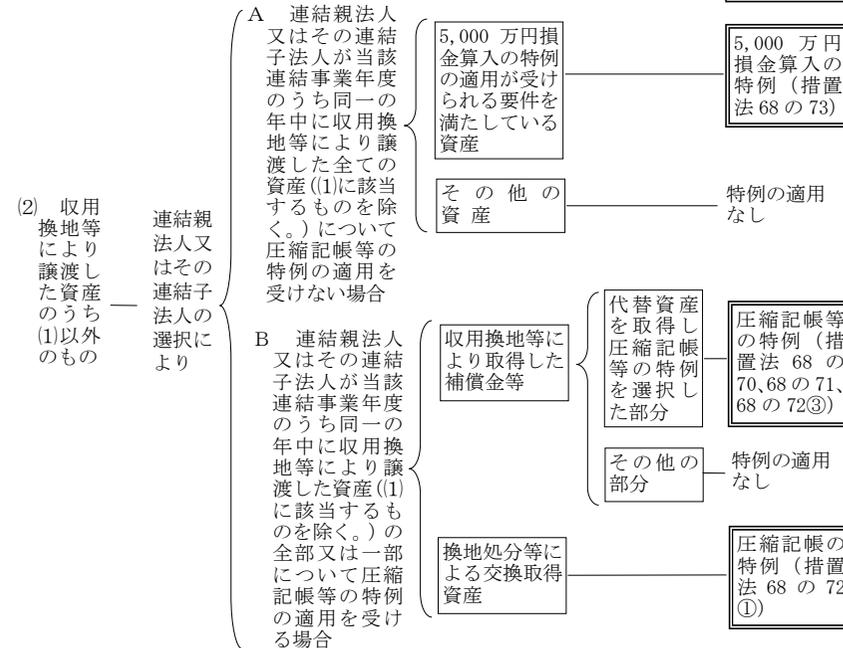
(5,000 万円損金算入の特例と圧縮記帳等の特例との適用関係)

68 の 73-2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、同一連結事業年度のうちに同一の年に属する期間中に収用換地等により譲渡した資産のうちに、例えば最初に取り等の申出のあった日から 6 月を経過した日までに譲渡した資産と同日後に譲渡した資産とがあるなど、5,000 万円損金算入の特例の適用が受けられる資産と受けられない資産とがある場合において、その受けられる資産につき 5,000 万円損金算入の特例の適用を受け

改 正 前

(1) 措置法第 68 条の 72 第 1 項に係る措置法第 65 条第 1 項第 3 号から第 6 号までに掲げる場合に該当する資産の譲渡をした場合において、その譲渡した資産のうち、換地処分等により取得するこれらの号に規定する資産に対応する部分[㊦]

圧縮記帳の特例（措置法 68 の 72 ①⑦⑧⑨）



㊦ 措置法第 68 条の 72 第 7 項から第 9 項までの規定により換地処分等による譲渡があったものとみなされる資産を含む。

(5,000 万円損金算入の特例と圧縮記帳等の特例との適用関係)

68 の 73-2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、同一連結事業年度のうちに同一の年に属する期間中に収用換地等により譲渡した資産のうちに、例えば最初に取り等の申出のあった日から 6 月を経過した日までに譲渡した資産と同日後に譲渡した資産とがあるなど、5,000 万円損金算入の特例の適用が受けられる資産と受けられない資産とがある場合において、その受けられる資産につき 5,000 万円損金算入の特例の適用を受け

改 正 後	改 正 前
<p>たときは、5,000 万円損金算入の特例の適用が受けられない資産については、圧縮記帳又は特別勘定経理の特例の適用はないことに留意する。</p> <p>④1 措置法第 68 条の 72 第 1 項に係る措置法第 65 条第 1 項第 3 号から第 7 号までに掲げる場合に該当する資産の譲渡をした場合において、換地処分等により取得したこれらの号に規定する資産については、他の取用換地等された資産についての 5,000 万円損金算入の特例の適用の有無に関係なく、圧縮記帳の特例だけが適用される。</p> <p>2 連結法人が連結事業年度内において譲渡をした資産については、当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人が当該譲渡をした日と同一年中の日に他の譲渡をした資産について当該他の譲渡をした日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算において措置法第 68 条の 70 から第 68 条の 72 までの規定（その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度の所得の金額の計算において措置法第 64 条から第 65 条までの規定）の適用を受けた又は受けるかどうかにかかわらず、圧縮記帳等の特例と 5,000 万円の損金算入の特例とのいずれかを選択をすることができる。</p> <p>(団体漁業権等の消滅等があった場合の譲渡期間)</p> <p>68 の 73-8 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会（以下 68 の 73-8 において「組合等」という。）が有する<u>団体漁業権</u>又は入漁権（以下 68 の 73-8 において「<u>団体漁業権等</u>」という。）の消滅又は価値の減少（以下 68 の 73-8 において「消滅等」という。）により<u>組合等の組合員</u>で連結法人であるものが措置法第 68 条の 73 第 1 項に係る措置法第 64 条第 1 項第 7 号に掲げる補償金又は対価（以下 68 の 73-8 において「補償金等」という。）を取得する場合における措置法第 68 条の 73 第 3 項第 1 号の規定の適用については、<u>団体漁業権等</u></p>	<p>たときは、5,000 万円損金算入の特例の適用が受けられない資産については、圧縮記帳又は特別勘定経理の特例の適用はないことに留意する。</p> <p>④1 措置法第 68 条の 72 第 1 項に係る措置法第 65 条第 1 項第 3 号から第 6 号までに掲げる場合に該当する資産の譲渡をした場合において、換地処分等により取得したこれらの号に規定する資産については、他の取用換地等された資産についての 5,000 万円損金算入の特例の適用の有無に関係なく、圧縮記帳の特例だけが適用される。</p> <p>2 連結法人が連結事業年度内において譲渡をした資産については、当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人が当該譲渡をした日と同一年中の日に他の譲渡をした資産について当該他の譲渡をした日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算において措置法第 68 条の 70 から第 68 条の 72 までの規定（その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度の所得の金額の計算において措置法第 64 条から第 65 条までの規定）の適用を受けた又は受けるかどうかにかかわらず、圧縮記帳等の特例と 5,000 万円の損金算入の特例とのいずれかを選択をすることができる。</p> <p>(共同漁業権等の消滅等があった場合の譲渡期間)</p> <p>68 の 73-8 <u>連結親法人である</u>漁業協同組合又は漁業協同組合連合会（以下 68 の 73-8 において「組合等」という。）が有する<u>共同漁業権、特定区画漁業権</u>又は入漁権（以下 68 の 73-8 において「<u>共同漁業権等</u>」という。）の消滅又は価値の減少（以下 68 の 73-8 において「消滅等」という。）により<u>組合等の組合員</u>が措置法第 68 条の 73 第 1 項に係る措置法第 64 条第 1 項第 7 号に掲げる補償金又は対価（以下 68 の 73-8 において「補償金等」という。）を取得する場合における措置法第 68 条の 73 第 3 項第 1 号の規定の適用については、</p>

改 正 後	改 正 前
<p>につき同号に規定する公共事業施行者から組合等に対して最初に買取り等の申出があった日から6月を経過した日後において当該組合員の<u>組合員行使権</u>（<u>漁業法第105条に規定する組合員行使権をいい、当該買取り等の申出の対象となった団体漁業権等</u>に係るものに限る。以下68の73-8において同じ。）の消滅等に伴う補償金等の額が確定した場合であっても、当該公共事業施行者と当該組合等の間で締結された当該<u>団体漁業権等</u>の消滅等に関する契約の効力が最初に買取り等の申出があった日から6月を経過した日までに生じているときは、当該組合員の<u>組合員行使権</u>の収用換地等による譲渡は、最初に買取り等の申出があった日から6月を経過した日までにされているものとして取り扱う。</p> <p>④ 組合等が有する<u>団体漁業権等</u>の消滅等により、<u>当該組合等の組合員で連結法人であるものがその組合員行使権</u>の消滅等に伴って取得する補償金等については、当該組合員に対する配分額が確定した日を含む連結事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）の益金の額に算入することに留意する。</p>	<p><u>共同漁業権等</u>につき同号に規定する公共事業施行者から組合等に対して最初に買取り等の申出があった日から6月を経過した日後において当該組合員の<u>漁業を営む権利</u>（当該買取り等の申出の対象となった<u>共同漁業権等</u>に係るものに限る。以下68の73-8において同じ。）の消滅等に伴う補償金等の額が確定した場合であっても、当該公共事業施行者と当該組合等の間で締結された当該<u>共同漁業権等</u>の消滅等に関する契約の効力が最初に買取り等の申出があった日から6月を経過した日までに生じているときは、当該組合員の<u>漁業を営む権利</u>の収用換地等による譲渡は、最初に買取り等の申出があった日から6月を経過した日までにされているものとして取り扱う。</p> <p>④ 組合等が有する<u>共同漁業権等</u>の消滅等により、<u>当該組合等の組合員がその漁業を営む権利</u>の消滅等に伴って取得する補償金等については、当該組合員に対する配分額が確定した日を含む連結事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）の益金の額に算入することに留意する。</p>

十 第68条の75（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p>68の75-6 <u>削 除</u></p>	<p><u>（宅地造成契約に基づく土地の交換等との関係）</u></p> <p>68の75-6 措置法第68条の75第1項に係る措置法第65条の4第1項第3号イに規定する一団の宅地の造成に関する事業の施行に伴って、当該事業と一体として法律の規定に基づかない区画形質の変更に伴う土地の交換分合又は宅地造成契約に基づく土地の交換等が行われた場合において、その一団の土地のうちに連結基本通達2-1-20又は所得税基本通達33-6の6若しくは33-6の</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(仮換地の指定が行われなくて換地処分が行われた場合の取扱い)</p> <p>68 の 75-7 土地区画整理事業に係る施行地区内の土地等につき換地が行われる場合には、当該事業に係る土地区画整理法第 4 条第 1 項又は第 14 条第 1 項に規定する認可の申請があった日の属する年の 1 月 1 日以後その最初に行われた仮換地の指定(措置法第 68 条の 75 第 1 項に係る措置法令第 39 条の 5 第 6 項に規定する仮換地の指定をいう。以下同じ。)の効力発生の日の前日までの間に当該事業の用に供するために買い取られることとなった土地等の譲渡について措置法第 68 条の 75 第 1 項の規定の適用があるのであるから、当該事業の施行地区内の土地等につき当該仮換地の指定が行われなくて土地区画整理法第 103 条の規定による換地処分が行われた場合には、当該認可の申請があった日の属する年の 1 月 1 日以後同条第 4 項の規定による換地処分の公告のあった日の前日までの間に買い取られることとなった当該土地等の譲渡について、措置法第 68 条の 75 第 1 項の規定の適用があることに留意する。</p>	<p><u>7により譲渡がなかったものとして取り扱う部分の土地があるときは、当該土地は同号イに規定する優先分譲宅地に該当しないものとし、同号イに規定する「一団の土地の面積が5ヘクタール以上」であるかどうかについても当該土地を除いたところで判定するものとする。</u></p> <p>(仮換地の指定が行われなくて換地処分が行われた場合の取扱い)</p> <p>68 の 75-7 <u>一団の宅地の造成が措置法第 68 条の 75 第 1 項の規定に係る措置法第 65 条の 4 第 1 項第 3 号ロに規定する土地区画整理事業として行われ、かつ、当該土地区画整理事業に係る施行地区内の土地等につき換地が行われる場合には、当該事業に係る土地区画整理法第 4 条第 1 項又は第 14 条第 1 項に規定する認可の申請があった日の属する年の 1 月 1 日以後その最初に行われた仮換地の指定(措置法第 68 条の 75 第 1 項に係る措置法令第 39 条の 5 第 6 項に規定する仮換地の指定をいう。以下同じ。)の効力発生の日の前日までの間に当該事業の用に供するために買い取られることとなった土地等の譲渡について措置法第 68 条の 75 第 1 項の規定の適用があるのであるから、当該事業の施行地区内の土地等につき当該仮換地の指定が行われなくて土地区画整理法第 103 条の規定による換地処分が行われた場合には、当該認可の申請があった日の属する年の 1 月 1 日以後同条第 4 項の規定による換地処分の公告のあった日の前日までの間に買い取られることとなった当該土地等の譲渡について、措置法第 68 条の 75 第 1 項の規定の適用があることに留意する。</u></p>

十一 経過取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過取扱い…改正通達の適用時期)</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>この法令解釈通達による改正後の68の73-1及び68の73-2の取扱いは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第62号）の施行の日から適用する。</u></p>	